

# 日本社会党・総評時代の日本共産党の 労働組合運動の政策と活動について

—— 1970～80年代の総評との関係を中心に 梁田政方氏に聞く

## はじめに

はじめにまずひとことお礼を申し上げます。それは、本誌 651 号の中野徹三君の論文「1950 年前後の北大の学生運動——その位置と意義を再考する」の「北大イールズ闘争」に関する部分について、658 号に私の「反論」として「中野徹三『北大のイールズ闘争』論に反論する」を掲載していただいたことです。有難うございました。

また最初にお断りしておきたいことがあります。私は今年 89 歳になります。一応健康ではおりますが記憶が薄れていることも多く、ご不審があれば後で調べて補足したいと思います。また、私はいま日本共産党の責任あるポストにはいませんし、最近の労働組合運動からも遠ざかっています。したがって皆さんのご質問などに対して、共産党として責任ある回答はできません。あらかじめご了承願いたいと思います。

## 入党と労働組合運動への接近

私が共産党に入党した動機と労働組合運動に接近するようになったいきさつを述べておきます。私は 1948 年 12 月に日本共産党へ入党しま

した。戦争体験を持つ当時の青年学生の多くがそうであったように、私も「軍国少年」からの脱皮の過程がその入党の動機です。あの暗黒の時代に「生命を賭して戦争に反対した人と政党があった」ことを知った時の驚きは、たとえようもなく私の心を揺さぶり入党に繋がりました。また幼いうちに両親を亡くし、その頃はほとんど自分自身で生活と学業を続けていましたので、アルバイト先の労働者の生活やストライキ闘争を体験したことも入党に影響していたと思います。

北大イールズ闘争当時、私は北海道学連の委員長をしていた関係で、責任をとらされて退学処分を受け、活動は東京に移りました。

北大イールズ闘争についても、ちょっとだけ説明させていただきます。アメリカ CIE（民間情報教育局）高等教育顧問の W.C. イールズが「赤い教授を追放せよ」と全国行脚、北大で講演したのに対して教授を含めてほとんど全学が抗議に立ち上がり、伊藤誠哉学長がイールズの面前で、彼の主張に公然と不同意を表明しました。おそらく国立大学の学長がアメリカ占領軍派遣の講師を前にして、「不同意」を表明した

本稿は、2016 年 5 月 15 日（日）に法政大学市ヶ谷キャンパス 80 年館 7 階会議室にて開催された、第 20 回社会党・総評史研究会の記録である。出席者は、五十嵐仁、芹澤壽良、高瀬久直、立本紘之、田中紘一、細川正、米山忠寛、木下真志であった。

事前に報告内容について、芹澤・木下で調整したうえで、レジュメを作製していただき、当日は、レジュメに沿ってお話いただいた。録音したものを再構成し、読者の便宜を考慮し、適宜、中見出しを付した。（木下真志）

のは、北大が初めてのことだったと思います。それは当時としては、とても考えられない勇氣ある行動でした。それが北大イールズ闘争の最も象徴的な出来事であり真相です。しかし占領下のことでその真相は明らかにされませんでした。アメリカ占領軍から日本政府に対して強い圧力がかかり、北大への厳しい責任追及となりました。

おそらくそうした事情で闘いの性格が学生の起こした「不祥事件」に変えられ、私たち学生がその責任をとらされて処分される結果になったのだと思います。

そうした事情も考慮されたのでしょうか。処分を受けた学生は、ほとんど学業に戻ることが出来ませんでした。これも北大イールズ闘争の特徴です。

朝鮮戦争開始直後に上京した私は、当初は青年学生運動の分野で活動しましたが、共同印刷のレッド・ページ撤回の闘いに参加したのがきっかけで、労働者の闘いに関心を持つようになりました。その頃はレッド・ページ直後で、工場・会社・官庁の多くの共産党組織は、壊滅的状態に陥られており、その再建に力を注いでいたのです。

当時の経験で忘れられないのは、1952年のいわゆる「血のメーデー」です。私はあのメーデー事件での多分「被害者第一号」だと思っています。日比谷公園から出た隊列の一番先頭にいて民主青年団の旗を持っており、日比谷交差点の最初の衝突で頭を「こん棒」で傷つけられ

たからです。右肩がべつとりと血で染まりました。「メーデー事件」は、私にとっても忘れられない事件です。

その後、私は「反戦権利擁護青年会議」東京事務局長という肩書で、当時世界で5億人、日本で645万人に達した「原子兵器の絶対禁止」要求のストックホルム・アピール署名運動や炭労・電産が中心となった破防法反対闘争などの支援活動に取り組みました。

当時の炭労は、総評内で最も戦闘的な組合でした。破防法反対のストライキ闘争に消極的態度をとった武藤武雄委員長（総評初代議長）が炭労大会で不信任になったことはご承知のとおりです。炭労中央の消極的態度に山元の炭鉱労働者が怒り、これを宥めようと出かけた副委員長が「オシヤカサマデモセットクデキヌ（お釈迦様でも説得できぬ）」と電報を打った闘いでした。私も当時神田三崎町にあった炭労本部に出かけて行ってその動向を見守っていました。

炭労・電産の闘争支援運動やストックホルム・アピールの署名運動で、東京の各地域、各労組を歩き回りました。しかしその頃、共産党系を名乗って会話が出来た全国単産は、ごくわずかに限られていました。私が訪問して話し合うことが出来た全国組織で記憶しているのは、自治労連、全造船、全自動車、全自運、印刷出版などだったと思います。当時確か港区か大田区にあった事務所で、太田薫さんに初めてお逢いしたのもその頃だったように記憶していま

---

#### 梁田政方（やなだ・まさかた）氏略歴

1927年 北海道札幌市生まれ。  
1946年 北海道帝国大学（当時）予科入学。  
1950年 北海道大学法文学部政治学科2年目でイールズ闘争を理由に退学処分を受ける。当時の北海道学連委員長。その後上京し青年学生運動や労働運動に従事。  
1958年 自治労本部につくられた法律相談所に事務局として就職。

1964年 大阪衛星都市労働組合連合会本部書記。  
1968年 日本共産党中央委員会勤務。労働組合部員、東京都委員会労働部長、中央委員会労働局次長など、労働運動関係の活動を担当。（77年から中央委員）  
1988年 日本共産党神奈川県委員会副委員長。  
1990年 日本共産党中央委員会を退職。

現在は「三鷹事件の真相を究明し、語り継ぐ会」の世話人として活動。最近の著書『三鷹事件の真実にせまる——1949.7.15』（光陽出版社）。

す。大きな机にゆったりと腰かけて私の話を聞いてくれたように思っています。

全国的な組織はそんな状態でしたが、地域の工場・会社・学校などでは、私の話を熱心に聞き、持参したパンフレットを買ってくれました。その収入が私の生活費・活動費でした。しかしいくつかの大工場では、手取り足取りで文字どおり暴力的に追い出されました。反共の「職場防衛組織」がつくられていたのです。

不規則な生活がたたって体調を崩し、町工場で働きながら病気治療をした時期もありました。

そうした経緯を経て、自治労連と自治労協が統一し、結成したばかりの自治労本部に設置された「法律相談所」事務局に就職しました。最初は相談所所属の弁護士への連絡や裁判手続きの書面づくりが主な仕事でしたが、次第に自治体労働者の権利闘争に関わるようになりました。

占部秀男、山本伊三郎、栗山益夫の各氏が自治労委員長頃のことです。

### 自治体労働者の権利問題への取り組み

その頃自治体労働者の権利問題については、まだよく研究されておらず、国家公務員に準じて論じられている程度の段階でした。たまたま私が『労働法律旬報』（労働旬報社）に掲載する予定で自治体労働者の実態調査をまとめたことがあります。それを目にされたらしく、旬報社を通じて早稲田大学の野村平爾先生からお話があり、お逢いし、研究する機会が得られました。そして野村研究室の若い研究者の方々や青木宗也、松岡三郎などの諸先生とも交流させていただき、労働法学会の会員にもなりました。

栗山自治労委員長時代におこなった「ILO 提訴」の際には、私も自治労本部の正規職員でなかったにもかかわらず担当者の一人となり、総評のスト権奪還委員会のメンバーなどと一緒に提訴活動に取り組みました。早稲田大学の中山

和久さんが「提訴」活動の中心でした。

当時、地方自治体の法律問題については、それを専門に扱うところが少なく、そのために各方面から自治体問題の法律相談がありました。岩手県平泉町の町民本位の街づくり問題、札幌市・豊平町の合併問題などをめぐって、調査や相談に出かけたこともあります。また沖縄の米軍基地取り上げ問題についての相談に長文の電報で回答を送ったこともありました。それが一つのきっかけになって沖縄人民党（当時）の方々との交流が生じ、親しい関係が生まれました。

### 大阪での4年間の活動

1964年に自治労法律相談所を退職し、司法試験の準備をするつもりでいました。ところがその頃、大阪の衛星都市で相次いで争議による懲戒処分が発生、「権利調査に来てくれ」という依頼がありました。はじめは数ヶ月間の予定でした。しかしその間に、大阪衛都連（「自治労大阪府衛星都市連合会」の略称）が自治労から「組織的に排除される」という事態\*が起き、その対策もあって結局4年間、衛都連本部書記として活動することになりました。

---

\*自治労本部は当時、都道府県ごとに一つの府県本部にまとめて運営する方針をとっていました。大阪では、府職労や大阪市職労などで構成する「府連」と「衛都連」が並立しており、その「統一」問題が生まれました。「衛都連」は、せっかくつくった団結を弱めることはできないと「一括加盟」を主張、自治労本部は「衛都連を解体しての単組加盟」を主張して合意できず、組織問題に発展して4年間にわたり、衛都連は自治労組織から排除されることになりました。そのため多数の解雇幹部を抱えながら、自治労中央の「救援規定」の適用も受けられないという事態が生じました。この自治労本部と衛都連との組織問題の背景に「特定政党支持」問題が絡んでいたことも事実です。最終的には「単組加盟・一括運営」ということで歩み寄り、衛都連の組織は残り、府連とともに自治労大阪府本部をつくることになって一応の解決をみました。

大阪衛都連在任期間中、私は関西民主法律家協会の労働組合選出の役員としても活動する機会があり、それらの活動を通じて関西の民主的な学者・弁護士の方々とも、かなり広く交流を深めることが出来ました。また自治体現場での労働者の権利闘争についても多くのことを体験し、学ぶ機会がありました。この期間に経験したさまざまな活動のなかで、とくに印象に残っていることを挙げてみましょう。まず枚岡市（現在の東大阪市）の4人の高齢職員に対する分限免職処分を撤回させた闘いです。当時は定年制がありませんでした。ところが単に高齢という理由だけで分限免職にされました。4人の人たちが良く頑張ったのと枚岡市職労が一致結束したのが力となって全面的に勝利しました。吹田市の「下請職員制導入」の企てを職安法44条（当時）違反で追及し、撤回させました。この闘いの経験は、いまの非正規職員の採用拡大に対しても、参考になる教訓を残した闘いでした。堺市給食調理員に給与条例が無く「大阪市の例に準ずる」という形で賃金が支給されていました。この問題をとらえて「自治法違反の給与支給」として摘発し、住民監査請求制度を活用して闘い、その結果大きく賃金を引き上げさせたこともありました。松原市の公平委員会審査請求で、私が組合側代理人となり、後に日弁連会長になられた中坊公平弁護士ほか2人の弁護士が市側代理人になったことがありました。この時の事件は数千円の公金使い込みによる懲戒解雇事件でしたが、数千円の使い込みへの懲戒解雇の正当性を主張するのに、その何十倍の金額を使って3人もんの弁護士を代理人に委任した市の姿勢を追及しました。中坊さんが私の主張を苦笑しながら聞いていた顔を思い出します。結局懲戒解雇は取り消し、本人の希望による退職になったと記憶しています。

これらの取り組みは、地方自治体が公共団体

として「法律を守らなければならない」ことを義務づけられていること、「税金は無駄無く住民福祉のために使われるべきこと」という当然のことを武器にした闘いでした。自治体労働者の闘いにとって役立つ経験だったと思っています。

### 日本共産党本部に勤務

日本共産党は、1964年春闘のストライキ闘争に対して、「結果的にストライキに反対することが中心となるような誤った指導があった」ことを認めました。そしてこの「4・17スト問題」と呼ばれる誤りを思想的、理論的な根源まで深く立ち入って検討し、自己批判をおこないました。そしてこれらのことも含めて深く学び、1968年3月に労働組合運動強化の「新しい方針」を打ち出しました。それが第10回党大会第6回中央委員会総会の「決定」（以下省略して「10回大会6中総決定」と呼ぶ）です。

そしてこの「決定」にもとづいて、労働組合運動の対策を強める党の態勢づくりが始められました。これが私の共産党本部勤務になるきっかけでした。私が党本部に行ったのは確か1968年の8月頃だったと思います。その後の経過は冒頭の略歴に書いたとおりです。

共産党本部の労働組合格部（後に「労働局」といっても、何を任務とし、どんなことをやっているのか皆さんにも多少は興味があると思いますので、簡単に説明しておきます。

「10回大会6中総決定」が出されたのを契機に、党本部の労働組合運動分野の活動を抜本的に強めるということで、私を含め部員がかなり多く採用されました。労働組合格部の構成は、一番多い時には14～5人にもなっていたと思います。賃金、社会保障、権利、国際労働運動など各分野の専門的知識の導入も検討されたようです。

労働組合でもそうですが、専門部の仕事は、

当然そこで完結し、物事を執行するわけではありません。私たちがつくった「原案」を書き局、常任幹部会など正式な指導部が審議・検討し、そのうえで党の正式な見解・決定となり、発表されます。

#### (1) 「政策」づくり

まず取り組んだのは「政策づくり」でした。労働組合運動をめぐって生まれてくる問題ですから非常に多岐にわたります。そのすべてというわけにはいきませんが、それでも直面している重要問題について、かなり多くをとり上げて「政策」化しました。賃金や労働時間短縮、労働協約、ストライキ権、「合理化」や企業合併問題など、当時直面していた問題について、その基本となる政策を発表しました。また産業別の運動を前進させる個別の政策も対象にしました。政党と労働組合との関係については、とくに突っ込んだ討論をおこない、必要な文書を発表しました。

#### (2) 「法案審査」と「法案づくり」

政府が出してくる労働者・労働組合関係の法案の内容を検討し、「賛成」、「反対」、「棄権」などの態度やそのような態度をとる「理由」を明らかにすること、共産党として国会に提出する労働者や労働組合関連の「法案」大綱についても、いくつか検討をおこないました。

それらに関連して思い出すのは、共産党が野党第2党になった時のことです。全国一律最低賃金制確立についての「法案」と「不況対策の緊急措置法案」を社・共・公・民社で検討、野党四党（当時）法案としてまとめたことがありました。この時、寺前巖衆院議員（当時）と私が共産党側の委員となり、社会党の多賀谷真稔さんなどと討議を深めて合意に達し、それに公明、民社両党が賛成して「四党合意案」が出来ました。

#### (3) 組合専従の党員への援助と指導

中央段階の労働組合組織に専従する共産党員の党生活について、党機関の窓口となるのも当時は私たちの任務でした。

共産党は、党規約で「各種の団体・組織で、常任の役員が3人以上いる場合には、党グループを組織し、責任者を選出することができる」と定めており、労働組合専従役員である党員の場合もこの規約が適用されます。党規約にはまた「活動のなかで、その団体の規約を尊重することは、党グループの責務である」ことも定めています。

これらを踏まえて、①党員の党生活が正しくおこなわれるようにすること、②党機関が決定したその時々の方針を正しく伝えて実践を促すこと、③党グループが所属している労働組合の運動から生まれてくる党機関への意見や要望を指導部に報告し、それに答えること、④それぞれの労働組合が直面している重要問題や諸課題を党の活動に反映させ、党活動全体の内容を豊かなものにしてゆくこと、などは日常的に追求しなければならない課題でした。

#### (4) 党代表挨拶の「資料」づくり

それぞれの労働組合がおこなう大会やさまざまな行事に招待される党代表の連帯挨拶の準備も大切でした。党代表になる人はさまざまです。なかには労働組合運動とは、あまり縁のない部署で活動してきた人もいます。それぞれの労働組合によって直面している課題も違い、なかには厳しい闘いに直面していて、共産党の連帯活動に強い期待を寄せている場合も少なくありません。そうした時に事情を知らないままに挨拶に行き、組合からみて期待外れの挨拶をするようなことがあってはなりません。党代表の挨拶を通じて、闘う労働組合を激励する必要があります。またその挨拶を通じて、党への理解や関心を深めてもらうことも重要です。そうした意味で党代表の挨拶を重視し、そのための必

要な「資料づくり」をおこないました。

(5) 党内・外からの質問への回答

党の都道府県委員会，地区委員会，党支部，あるいは労働者個人や労働組合からも労働組合運動をめぐるさまざまな疑問・質問や相談があり，それに応じることも必要でした。すでに解明されている問題については即答することができますが，新しく調査検討しなければならない問題も少なくありません。それらについては「回答案」をまとめ，正式に党指導部の決済を得て対応します。

こうしたことが私たちの日常の活動でした。それらのほかにも労働組合運動に関する共産党の政策をめぐる，都道府県委員会や地区委員会，或いは労働組合が主催する「学習会」に講師として参加することも少なくありませんでした。

また主要な労働組合の全国大会や重要な研究会などの状況を直接間接に把握し，「赤旗」紙の記事として報道する仕事も大切です。「赤旗」編集局の記者の皆さんとともに原稿を仕上げるなど，労働組合の大会シーズンにはさまざまな仕事がありました。

(6) 選挙闘争への取り組み

これらの日常的な活動に加えてとりわけ重要なのは，政治戦としての選挙闘争の取り組みです。政党が前面に出て闘う議員選挙などでは，労働組合が主体となって闘うことは原則としてありえません。日本共産党は，労働組合の「特定政党支持」義務づけ体制に反対している政党として，当然ながら自分たちの選挙運動に労働組合組織を利用し，組合機関の決定などで共産党への支持を要請したり，選挙資金を集めたりするようなことには反対し，その立場で厳しく対応してきました。しかしそうだからといって労働組合運動を通じて日頃から繋がりを持ち，信頼関係を深めている労働組合の仲間たちに対し，党員グループの人たちがおこなう選挙活動

が消極的になってはなりません。共産党への支持拡大活動が積極的に，旺盛におこなわれなければならないことは当然のことです。そのため私たちは，労働組合組織とはまったく切り離して党員・支持者が一体となった「共産党労働者後援会」をつくり，選挙の取り組みを強めるようにしてきました。

地方自治体の首長選挙や野党が一致して反自民の統一選挙を闘うことがあります。その場合には，労働組合が自らの要求実現のために，共通の要求を掲げて闘う民主的政党や広範な市民団体などと協力共同して闘う必要があります。そうした場合には，労働組合は，その組織力を生かして民主勢力の中心部隊として活躍する必要があります。それは「特定政党支持」義務づけの選挙活動とは，はっきりと区別される闘いです。

70年代には，東京，京都，大阪，名古屋などで何度も社会党・共産党の共闘を軸に，民主勢力がこぞって参加して闘ういわゆる革新統一選挙が数多く闘われました。また沖縄では「基地も核もない本土返還」を求めて国政参加選挙が統一して闘われました。私もこれらの選挙を体験し，多くのことを学びました。そうした選挙の際には，労働組合も選挙闘争の主体となり，社・共両党や民主団体などとも協力・共同して奮闘しました。それらの闘いのなかで，さまざまな形で広範な労働者の創意を生かした取り組みも体験しました。こうした活動の経験・教訓は，ぜひこれからも生かしていきたいものと思います。

日本共産党の基本政策をめぐる

(1) 10回大会6中総決定

前述したように，日本共産党は1964年7月に開かれた第8回党大会第9回中央委員会総会で，「4・17スト問題での誤り」を自己批判し，

その内容を1964年7月19日付の「赤旗」紙で公表しました。そしてこれらの教訓を踏まえて10回大会6中総決定「労働戦線の階級的統一をめざす、労働組合運動のあらたな前進と発展のために——わが党の当面する諸任務」として発表しました。

この「決定」は「労働組合運動の現段階とわが党の任務」と「労働組合運動の前進のための課題と方針」の2つの章からなるかなり膨大な内容のものです。

そこでは戦前・戦後のわが国の労働組合運動の特徴を総括するとともに、労働者と労働組合の現状がどのようになっているかについて分析、そのうえにたつて「労働組合運動の前進のための課題と方針」を「当面する闘争課題と労働戦線統一の基本方向」、「労働戦線の階級的統一と労働組合の階級的民主的強化をめざす当面の諸方針」、「労働組合運動に取り組む党の組織態勢の強化」として構成し、提起しています。つまりこの「決定」は、かなり長期にわたっての展望を持った労働組合運動に関する日本共産党の「基本方針」といえるものでした。

日本共産党がこの方針を提起した背景には、当時わが国の労働組合運動が一定の重要な高まりを示しながらも、多くの問題点を内包しており、そのために本来ならば発揮できる力がそれにふさわしく生かされていないという実態がありました。

日本の労働組合運動が直面しているこれらの問題点を明確にし、それを克服する道と発展方向を明らかにすることは、労働組合運動の正しい前進と発展を切実に願っているすべての労働者・国民に応える日本共産党の責務ともいえるものでした。

## (2) 当時の労働組合運動の状態

「10回大会6中総決定」が出される前年、つまり1967年の労働組合組織率は、35.2%で組

織労働者の総数は1千万人をこえていました。さかのぼってみると、1955年の争議件数は、1,345件（争議参加人数は347万8千人）、60年の争議件数は、2,222件（争議参加人数は695万2千人）、66年の争議件数は、3,687件（争議参加人数は1,094万7千人）と急激な拡大を示し、労働者の要求の切実さと闘うエネルギーの増大を示していました。とくに総評・中立労連を含めて毎年取り組まれる春闘は、一部同盟系組合を含めて800万人をこえる労働者が参加する規模に発展していました。

また1960年の安保反対闘争に示された3次にわたる抗議ゼネスト、65年の「日韓条約」反対のストライキ、66年、67年に取り組まれた数百万人に及ぶ労働者が参加したベトナム侵略反対の10・21ストライキ闘争などは、それぞれにさまざまな問題を抱えながらも、労働組合運動が国民全体の闘争を前進させる中心部隊としての役割を担っていました。

当時は日本の鉱工業生産額が、10年間に4倍にも増えるような高度経済成長期でしたが、労働組合運動もこのような盛り上がりを示していたのです。

それだけに革新統一戦線の中心部隊としての役割を果たさなければならない労働組合運動の階級的・民主的強化と発展は、この国の革新的未来を展望した場合、きわめて重要な課題でした。

しかし1,000万人以上の組織力を持つわが国の労働組合運動の状況は、1967年6月末で、総評が約420万人、同盟が約178万人、中立労連が約104万人、新産別が約7万人、その他が約359万人と大きく分散していました。この労働組合中央組織の分散状態は、なによりもわが国労働組合運動の重大な弱点になっていました。その根本原因が何であり、それをどのように解決するかという道筋を解明することは、当

時の情勢のもとで緊急ともいえる課題でした。

### (3) 労働組合運動をめぐる問題点

労働組合運動を階級的民主的に強化して、この分散状態を大衆的に克服し、労働戦線の統一をかちとることは、この国の労働組合運動の発展にとって切実で重要なだけでなく、この国の将来を決定する革新統一戦線の形成にとっても、大きな影響を及ぼす課題であったことはいうまでもありません。そうした課題の達成をめざして「10回大会6中総決定」は発表されました。

当時わが国で最大のナショナルセンターは総評でした。その日本労働組合運動にあたえる影響力の大きさは、もちろんいうまでもありません。10回大会6中総は、総評について次のように述べています。

日本労働組合総評議会（総評）は、わが国の最大の労働組合中央組織であり、賃金引上げや「合理化」反対などの労働者の経済的諸要求の闘争を積極的にたたかう立場にたつとともに、独立、民主主義、平和をめざす政治的諸課題についても、ベトナム侵略反対、沖縄返還・憲法改悪阻止、小選挙区制粉碎、安保破棄、軍事基地化反対など、民主勢力の共通の目標と一致する一連の課題（1967年度運動方針）を掲げており、民主勢力の共闘にも一定の役割をはたしてきた。しかし総評は、その傘下の組合員にたいし、日本社会党支持、社会党への政治献金の義務づけなど、「特定政党支持」の誤ったセクト主義的、分裂主義的立場を固執するという、労働組合中央組織としてきわめて重大なあやまりをおかしている。

これは日本共産党が当時の総評が果たしている積極的役割を評価しつつも、その掲げている

「特定政党支持」義務づけの誤りゆえに、すべての労働組合を結集する階級的ナショナルセンターの母体にはなりえない重大な弱点となっていることを率直に指摘したものでした。

### (4) 「特定政党支持」義務づけの誤り

あらためて述べるまでもなく政党と労働組合は、その基本的性格が違います。政党は一定の政治的理念や思想信条にもとづいて結集しており、労働組合は、労働者であるならば誰でも思想・信条、宗教、性別、年齢、国籍、雇用形態、支持政党の如何を問わず、共通の要求にもとづいて団結し、要求を阻害する勢力と闘って労働・生活条件、社会的地位の向上をめざす組織です。

もちろんこの両者、政党と労働組合が相互に協力し合うことは、当然ありうるし、必要なことです。しかしその場合には別個の組織として、相互の立場を尊重しながら共通の要求実現のために正しく協力共同することが大切です。一方の側である政党が、別個の組織である労働組合を構成する個々の組合員に対して、自分たちへの支持や政治活動の実践を押しつけるような関係は、あってはならないことです。それは政党による労働組合への支配介入であって、正しい協力共同とは到底いえるものではありません。

労働組合が「特定政党支持」を組合員に義務づけるということは、組合民主主義を乱暴に踏みにじる行為となり、労働組合の団結に重大な支障をもたらします。またこうした行為は、労働組合に支持を押しつけている政党が、労働者の利益を損なう立場や政策をとった場合には、その誤った立場や政策に影響されて、労働組合が本来果たすべき目的とは違った道に、労働者を導くことになりかねません。それはまさに労働組合運動にとって自殺行為ともいえるべきものです。

日本共産党は、こうした立場から労働組合運

動に持ちこまれた「特定政党支持」義務づけの誤りを厳しく糾弾し、これを克服して徹底した組合民主主義を確立するように、繰り返し訴え続けました。

(5) 統一したナショナルセンターの確立めざして

1967年当時、わが国のナショナルセンター（労働組合中央組織）は、総評が社会党、同盟が民社党と、それぞれが「特定政党支持」路線を機関決定しており、中立労連もそのなかの電機労連の右翼指導部などが中心になって、総評とともにつくっている春闘共闘委員会の闘争目標から「日韓条約反対」や「ベトナム侵略戦争反対」の政治課題を引き下げさせる役割を演じていました。また全通労組の中央指導部は「反共労働戦線統一」を提唱していました。

さらにこの頃、IMF・JC（国際金属労連日本協議会）が国際自由労連につながる反共、親米、労資協調の路線に電機労連、鉄鋼労連、造船総連、自動車労連、全国自動車、全機金、三菱重工労連など、100万人近い労働組合をナショナルセンターの違いをこえて結集し、同盟とならんで、労働戦線の右翼の再編成を進める拠点になろうとしていました。

そうした時だけに日本共産党は、労働組合運動の現状が示している根本的問題点を明確にして強く批判したのです。

その頃に発表した労働組合運動の直面する課題や問題点についての日本共産党の主要な論文・提言などを次に年次別に項目だけを挙げてみることにします。それらの多くは、当時の労働組合運動に示されていた問題点を解明し、その克服を呼びかけているものです。これらは日本共産党中央委員会出版局発行の『労働組合運動と日本共産党』（全8巻）に収められており、全面的に公開されています。日本共産党の労働組合運動についての政策や論文は、もちろんここに収録されたものだけではありません。その

ほかにも「赤旗」紙の「主張」や月刊理論誌『前衛』や『労働運動』誌などにもさまざまな論文が発表されています。それらのなかには現在でも、労働組合運動の前進と発展にとって参考になるものが少なくないと思っています。

#### 労働組合運動をめぐる社会党・総評などへの主な提言・批判（項目のみ）

- 1968年8月、「総評36回大会にあたって」
- 1968年11月9～14日、「IMF・JCの基本路線」
- 1968年11月、「総評の『安保条約廃棄のための1970年闘争』の要綱について」
- 1968年12月、「春闘の前進のために」～74年1月まで毎年。
- 1969年5月、「第40回メーデーにあたって」～76年5月「第47回」まで毎年。
- 1969年5月、「『特定政党支持』のおしつけの誤り」
- 1969年7月、「総評第38回定期大会にあたって」～73年7月「第46回」まで毎年。
- 1969年7月、「総評大会の特徴と問題点」
- 1970年5月、「総評指導部の労働戦線統一の提案」
- 1971年6月、「ふたたび『特定政党支持』の押しつけの誤り」
- 1974年8月、「労働組合運動の当面する課題と政治革新の展望」
- 1974年8月、「日本共産党の『政党支持自由』と教師論への不当な攻撃にたいして」
- 1974年8月、「民主主義に挑戦するファッショ的暴挙」
- 1975年1月、「国民生活擁護と政治革新をめざして・75年春闘にあたって」
- 1975年3月、「日本共産党の『最低賃金法（案）大綱』の発表」
- 1975年3月、「『住民本位の行政を効率的な

- 機構で——地方自治体の人件費問題その他をめぐる日本共産党の見解』を發表」
- 1975年4月、「日本共産党の自治体労働者論への不当な批判にたいして——自治労『見解』への反論」
  - 1975年4月、「革新自治体発展の道をふさぐ議論——社会党の批判への反論」
  - 1975年4月、「破産した『全体の奉仕者』論——自治労中執への反論」
  - 1975年6月、「75年春闘をふりかえって」
  - 1975年7月、「転機に立つ労働組合運動——総評第50回定期大会にあたって」
  - 1975年10月、「スト権完全回復で四項目提案——統一戦線結成は労組の重要任務」
  - 1975年12月、「スト権回復問題と歴史の教訓」(赤旗主張)
  - 1975年12月、「労働組合運動の発展方向」(中央委員会での不破書記局長報告)
  - 1976年1月、「戦後最大の経済危機に最大の国民運動で挑戦しよう——76年春闘にあたって」
  - 1976年7月、「職場に自由と民主主義を」の發表
  - 1976年7月、「『組合内に憲法は通用せず』という『社会新報』の暴論」
  - 1977年1月、「春闘と職場の自由・民主主義」(赤旗主張)
  - 1977年5月、「生活と民主主義の擁護、革新統一戦線をめざして——第48回メーデーにあたって」
  - 1977年8月9日、「政治革新と労働組合運動」(赤旗主張)
  - 1977年9月22日、「日本共産党と総評との定期協議」
  - 1977年12月、「体制的危機と78年春闘」
  - 1978年5月、「国民生活防衛、反共暴力と分裂主義の粉碎、革新統一戦線のために——第

49回メーデーにあたって」

- 1978年6月17日、日本共産党中央委員会は総評に対して「革新の大義と労働組合運動」と題する「総評への提言」をおこなう。
- 1980年4月、「労働戦線の右傾化と統一労組懇の役割——15回党大会2中総報告」
- 1981年7月、「労働戦線統一をめぐる二つの道」
- 1986年2月、「生活と権利、反核平和の運動の前進を——当面する労働組合運動と総評臨時大会」

#### 労働組合運動の新たな前進を願う

私は、今年(2016年)の年頭に書いた「寒中見舞い」のなかで「昨年一年は、私にとって身の震えるような怒りを覚えた年」と書きました。それは私が15年にわたる太平洋戦争全体をまるごと体験した世代の人間だからです。昨年の「安保関連法=戦争法」制定以来、安倍政権が打ち出す政策には、何時この国が戦争に巻き込まれてもおかしくないほど危険なものを感じます。

二度と再び戦争を許してはならない、そのためには戦争で最大の犠牲者となる労働者、この国の圧倒的多数を占める働く国民の団結の力を強めなければならない、そして政治を変える唯一の保障として平和と民主主義を求める国民的統一戦線を構築しなければならない、こうした道をこれまで長く私たちは模索し、追求してきました。

この国の状態は、確かに最近大きく変わりつつあります。さまざまな層の人たちが「安倍政治は許さない」というスローガンを掲げて立ち上がり、「市民革命」という言葉も聞かれるように「自由と民主主義」を求めるさまざまな世代の人々の声もかつてなく大きく、国民各層に広がってきています。またこうした動向を反映

して、これまでには考えられなかったような野党共闘も生まれ始めています。そうした状況が進むもとで、この国の労働組合運動の現状は、どうなっているのでしょうか。この国民各層の動向にふさわしいものになっているのでしょうか。

2015年末の労働組合基礎調査によって労働者の団結の実態をみると、組合員総数は988万2千人、前年よりは3万3千人増加していますが、推定組織率は17.4%、前年よりも0.1%低下しています。推定組織率は2003年に20%を切って以降、低下傾向に歯止めがかかっていません。その内訳をみても連合が4万2千人増の689万1千人、全労連が1万4千人減の80万5千人（年金者組合を含めて108万3千人）です。全労協は5千人減の11万7千人です。

この現状は、今日の厳しく危険な状況をくい止め、打開するうえでは明らかに不十分なものです。それだけ独占資本や反動勢力が労働組合運動の動向に警戒心を持ち、厳しい重圧が労働者と労働組合運動にのしかかってきているのだと思います。それをどのようにはね退け、はね返し、運動の新たな前進をかちとってゆくかがいま問われているのではないのでしょうか。

あらためて強調しなければなりません、こうした現状を打破することは確かに容易なことではありません。しかしこの国が戦争に巻き込まれる危険から、国民全体を救うためには、どうしてもやり遂げなければならない重要な課題の一つだと私は思います。

### 総評の歴史にみる光と影

かつて私たちは、朝鮮戦争を直前にした時期に、労働組合運動の大きな転換を体験しました。この時に労働組合運動に持ちこまれたのが「反共主義」とそれにもとづく労働組合の「特定政党支持」義務づけ体制、それを根底においた「企業あつての労働組合」という「企業主

義」「労資協調主義」でした。

この大きな誤りをこの国の労働組合運動に持ちこむために、日米の反動勢力は、その当時あらゆる卑劣な方法、謀略事件まで引き起こすようなことまでおこないました。下山・三鷹・松川事件、レッド・パージなどは、その典型的なものです。そして「反共綱領」を掲げた総評が生まれました。しかし太平洋戦争の悲惨で苛酷な体験とこの国の抱えていた当時の深刻な生活苦の状態は、労働者と労働組合を何時までも停滞した状況には置きませんでした。つくられたばかりの総評は、ごく短時日の間に、戦闘的に脱皮し「ニワトリはアヒル」に変貌してゆきました。しかし、労働組合運動に持ちこまれた誤りは、根絶することなく温存されていました。

1970年代後半から80年代にかけての総評の歴史も、またこの誤りを克服するかどうかをめぐって揺れ動き、最終的には誤りを克服できないままに右傾化し、解体した「光と影」の歴史だったと思います。

1979年の春に、太田薫さんが革新統一の都知事候補として立候補された時、私は東京の党の窓口として、社会党都本部や東京地評、都労連などとの折衝にあたっていました。総評は東京では太田さんを支持していましたが、大阪では黒田革新府政に対立、自民党推薦の岸昌候補を支持するような曖昧な態度をとりました。これに対して東京地評、都労連、国労、全国金属などの社会党員である組合幹部の皆さんが強く反発し、私たちと一緒に頑張ってくれたのは嬉しいことでした。この時に生まれた互いの信頼関係は、総評右傾化に反対する、いわゆる「左派結集」の活動にもなりましたが、残念ながら大勢を大きく変え、総評解体を阻止するまでには至りませんでした。しかし当時つくられた新しい労働組合運動のあり方を模索する運動と、そこで築かれた相互信頼と革新統一の伝統は、

その後の東京の労働組合運動に引き継がれていると確信しています。

ところで現在では、かつてのような極端な「反共主義」「反共偏見」は、労働組合運動に関しても、国民の間でも、通用しなくなっています。また非正規労働者がこれだけ増大（公務員だけでもその2割、64万人）しているもとの、いわゆる日本型の労資関係は崩壊し、「企業あつての労働組合」などという考えの土台も大きく揺らいでいます。

そうしたもとの戦争に反対し、この国の平和的未來を真剣に追求する新たな労働組合運動の發展をめざす基盤は、大きく拡大できる条件が生まれてきているように思います。

それらの条件を生かしたこれからの運動の發展が重要です。そのために1970年代後半以後の体験をふりかえり、何らかの教訓にしたいと思います。

### 「転機に立つ労働組合運動」

1975年の総評第50回定期大会は、「転機に立つ労働組合運動」と名づけられた大会でした。この時「現実的な国民統一の道を」として合化労連委員長の太田薫さんが「政党ぬき国民戦線構想」を提起されました。その内容は、①インフレ阻止、雇用・失業保障など多様な国民生活擁護の諸要求を実現するため、労働四団体を軸に幅広く国民諸階層を結集した国民戦線を組織する。これには当面政党は入れないが、ケースバイケースで政党の協力をもとめてゆく、②国民戦線をつくって運動をすすめるさいには「政党支持の自由」をつらぬく、というものでした。

この提案に対して日本共産党は、宮本顯治幹部会委員長（当時）が党創立記念招待会挨拶のなかで「革新政党にとって名誉あることでないにしても、現在、国政レベルの統一戦線がまだ

できていないだけでなく、反共野党連合の策動や分裂主義的混迷が続いているといった手詰まり状況の政党関係に拘束されないで、大衆運動の分野で可能なところから統一を進めようとする胎動」と評価し、重視する態度をとりました。

### スト権ストをめぐる

この年の10月、共産党は「スト権回復の4項目提案」を提言し、スト権剥奪が全面占領時代の反動的遺物であり、これを撤廃させるには全民主勢力を結集した闘いが必要であり、国民的支持を受けて闘う必要があることを主張しました。

ところが当時の社会党と公労協の一部は、こうした日本共産党の提案を無視したばかりでなく、ストライキの戦術も政府との交渉も、共産党には何の連絡も相談もないままに実行しました。その結果、ストライキそのものは「日本の労働運動史上の新しい到達点」を示すような闘争エネルギーを発揮して闘われたにもかかわらず、結果は「事態を10年前に引き戻した」反動的回答を引き出すだけに終わってしまいました。

しかもこの時期、公労協のスト権闘争に対して共産党が「原則的支持」という立場をとって「全面的支持」に至らない理由の一つとして、このストライキ闘争について、共産党には事前の相談がなかったことを「事実」として指摘したことに對して、社会党指導部は「労働組合への介入」という見当違いの非難を共産党に浴びせました。もちろん共産党がこれに對して、厳しく反論したことはいうまでもありません。そんなことが相次ぎました。

まったくの余談ですが、私はあの1週間以上にもなる国鉄ストの間、共産党本部に泊まり込んで事態を見守っていました。国鉄現場や国鉄労組の本部と連絡をとって状況の把握に努め、

地域の民主勢力の支援や官憲の弾圧にも対処する態勢をとるように努力していたのです。

スト権ストの以前、国労の中川委員長が「座して攻撃にさらされるより、立って反撃に転じよう」と呼びかけ、統一戦線の規模で闘ったことにより、一定の前進的成果を挙げた国鉄のマル生闘争（生産性向上に名を借りた当局の不当労働行為との闘争）からスト権ストに至る経緯や教訓・問題点などについて、私は『事典——日本労働組合運動史』（大月書店、1987年発行）に執筆しました。参考にしていただければ幸いです。

『社会新報』が「組合内に憲法は適用せず」と「特定政党支持」義務づけ体制を合理化するような議論を発表し、共産党が1976年7月にこの問題も含めて「職場に自由と民主主義を」という論文を発表したこともありました。また「教師・教育論」や「民主的自治体労働者論」をめぐっての日教組、自治労、さらに社会党との論争もありました。これらの論争には、いま憲法改悪策動が進められるなかで、あらためて検証されるべきものが含まれています。

### 「革新統一戦線」をめぐって

当時は革新統一戦線の結成が急務とされ、少なくともそうした規模で闘わなければ成果は得られない状態にありました。しかし、そのことについて残念ながら逆行する動きがみられ、それが強まっていったのが実態でした。

成田・宮本両氏による社共党首会談が1977年6月に持たれ、「統一戦線結集」の努力が合意されました。そうした機運のもとで1977年9月22日には、共産党側は不破哲三書記局長、金子満広書記局次長、荒堀広書記局員、寺前巖衆院国対副委員長、小森良夫労働組合部長代理、梁田政方労働組合格部副部長が出席、総評側は富塚三夫事務局長、立花銀三副事務局長、永

井孝信、宝田善、筒井安忠各常任幹事、内田誠政治部長が出席して、秋季年末闘争、原水爆禁止運動の統一問題、統一戦線問題、政党と労働組合の関係問題、10・21統一行動問題について協議がおこなわれました。

この会議では統一戦線問題について「両者は、これまでも大企業本位でなく、国民生活優先の政治、民主主義擁護、安保条約廃棄という課題で闘ってきたが、今後ともこうした立場での協力、共同をつよめ、自民党政治をやめさせ政治の革新を実現するため共同してたたかう。共産党は、社共両党の成田・宮本会談で合意されている『統一戦線結集』の努力の重要性を強調し、総評は『この方向を支持する』との態度を表明した」という結論に達したことを発表しました。

記憶が定かではありませんが、この年かその翌年の多分10・21統一行動だったと思います。集会は統一しておこなうが、デモ行進は別々に分かれておこなうということで、社・共・総評などによる統一行動がおこなわれました。統一した取り組みという建前があるので、私は日本共産党を代表して、ただ一人、社会党の宣伝カーに乗っていました。肩には「日本共産党」のタスキを掛けていたと思います。新宿駅近くで解散の時、成田社会党委員長が「社会党中心の政府をつくろう」とシュプレヒコールの音頭をとりました。私はすぐ横に立っていたのですが「社会党中心」が統一の趣旨からいって「違う」と感じたので、一緒には手を挙げませんでした。シュプレヒコールが終わった途端、デモ行列の一番先頭にいた、一部のヘルメット部隊が「共産党を引きずり下せ」と宣伝カーに殺到してきました。この時、成田委員長と、確か曾根さんといわれた社会党東京都本部の代表の方が、必死になって私をかばい、安全を確保してくれました。成田さんが、私に対して「申し訳

なかった」と言われたのが強く印象に残っています。当時「ニセ左翼」集団と呼んでいた勢力による分裂策動の一つのあらわれでした。

### 共産党から総評への提言

1978年6月17日には、日本共産党として、総評に対して正式に「革新の大義と労働組合運動」と題する「提言」をおこないました。この提言は1978年5月12日におこなわれた共産党と総評との定期協議の席上で、総評側から「新しい運動方針の作成にあたって、総評の運動のあり方について、注文・要望など、意見を出してほしい」と要請があり、これに応じておこなったものです。

ここでは、①全国的な力関係の変革こそ基本問題、②全国民の擁護者としての役割、③支配勢力にたいする政治的包囲、④安保条約打破の闘争と労働組合運動の4項目について「提言」しています（1978年6月18日付『赤旗』に掲載）。

こうした統一戦線結集の努力を示す経過は、1979年11月に社会党飛鳥田委員長が訪米して安保政策の実質転換を表明、翌80年1月に社会党と公明党が連合政権構想で正式合意、それが契機になって総評の右傾化が本格化し始めたことによって、断ち切られる結果となりました。

それまでの努力が事実上空文に帰す結果となったのです。

1980年7月に開かれた第61回総評大会は、25年ぶりに共産党代表を招請せず、連帯の挨拶から排除しました。

### 共産党第15回党大会の提起

そうした状況が進行しつつあるもとので、日本共産党は1980年3月に開いた第15回党大会で革新統一戦線運動、労働組合運動の階級的民主的ナショナルセンターの必要性について新たな

提唱をおこない、「労働戦線統一の事業」について次のように定式化しました。

労働戦線統一の事業は、単純に労働組合の複数の全国組織を合流させて、より大きな組織をつくることを目的にした事業では決してない。それは、国家独占資本主義の体制のもとで、独占資本とその政府という、組織された強大な敵と立ちむかう労働組合運動が、労働者の経済的・政治的諸要求の実現のために、その組織と行動を階級的に統一することであり、具体的には、正しい階級的民主的の原則にもとづいて、労働組合の諸闘争を全国的、全産業別的に統一し、調整できる機能と役割をもったナショナルセンターを確立することである。

同時にまた、労働戦線統一の母体となるのにふさわしいナショナルセンターについても、次の3つの原則を備えたものでなければならないことを明らかにしました。

- (1) 「資本からの独立」の原則を、労働組合の組織と運営、活動全体につらぬくこと。
- (2) 「政党からの独立」即ち、特定政党支持の立場をとらず、組合員の政党支持の自由を保障するとともに、要求や政策の一致点にもとづいて、革新諸政党との必要な協力・共同をすすめるという原則を確立すること。
- (3) 労働者の要求の一致にもとづく行動の統一を全国的にも、産業別のあるいは地域的にもすすめること。

これらの提起は、統一戦線促進労働組合懇談会（統一労組懇）など統一戦線の結成をめざして奮闘していた労働組合運動の潮流に大きな激励を与えたと思います。その後、いろいろな経過をたどって全労連が結成されました。経過は長くなりますので、ここでは若干の出来事を列

挙しておくことにとどめます。

① 1980年7月の第61回総評大会の最終日、富塚事務局長が総括答弁で統一労組懇に対して「解散せよ」と要求、統一労組懇が直ちに反対声明。

②同年8月、統一労組懇は、他の民主団体と共同して「軍事費を削って福祉・教育の充実を」と呼びかけた国民大運動を展開。

③同年8月、総評榎枝議長、富塚事務局長は、盛岡市で安保条約廃棄の旗をおろした「政治反動と軍事国家化阻止国民会議」を新たに提唱、1969年以来続けてきた「安保破棄・諸要求貫徹10・21統一行動」をご破算にする方針を提起。これに対して同年10月13日、共産党不破書記局長と総評富塚事務局長が会談。10・21統一行動の合意成立。全国統一中央集会が成功。

④1980年、総評・同盟が合意のうえで、民間6単産による「労働戦線統一推進会」が発足。統一労組懇は、その発足が当時の日経連会長らから絶賛されるような労資協調の立場をとっていることを厳しく批判。

⑤1981年12月14日、労働戦線の右翼的再編をめざす統一準備会発足、同月16日～18日、統一労組懇臨時総会が労働組合運動の民主的再生をめざす方針を確認。

⑥1982年12月14日、全日本民間労働組合協議会（全民労協）が発足。

⑦1984年5月1日、第55回メーデーは政党の挨拶ぬき。

⑧1985年10月11日、国鉄の分割・民営化を閣議決定。

⑨同年10月21日、社会党・総評は10・21全国統一行動を放棄。

⑩1987年4月1日、国鉄解体、6社に分割・民営化。

⑪1987年11月19日、同盟・中立労連解散、

全日本民間労働組合連合会（「連合」）が発足、中村労相が祝辞。

⑫1988年7月、総評第79回定期大会で「連合」に吸収合併、総評解体を決める。

⑬同年8月、統一労組懇年次総会、階級的ナショナルセンター結成の方針採択。

日本共産党は以上のような経過を踏まえて1986年の総評大会に対し「生活と権利、反核平和の運動の前進を——当面する労働組合運動と総評臨時大会」という主題の「赤旗」論文を発表、そのなかで、(ア)労働者の生活・労働条件の抜本的改善、(イ)国鉄の分割民営化・国立病院の統廃合に反対する闘い、(ウ)反核・平和の闘い、(エ)革新の大義の堅持を、という課題を提起しました。この提起は国鉄の分割・民営化反対闘争の強化と国立病院の統廃合阻止などの闘争に一定の貢献をおこなったと思います。

## おわりに

先にも述べましたが、今この国をめぐる情勢は、安倍政権のもとできわめて危険な方向に向かおうとしています。そうしたもとで労働組合運動を階級的に強化発展させることの重要性は、あらためて強調するまでもありません。もちろんそのための課題は沢山あります。

その1つとして私が提起したいことは、労働組合運動の発展に関心があり、その強化を願う人々が、所属する労働組合の違い、ナショナルセンターの違い、あるいはいま現役で働いているかどうかを問わず、出来るだけ広範に、出来る限り頻繁に、今日の情勢とその危険、労働者と労働組合運動の現状とその果たすべき役割・課題などについて、多くの話し合いの機会を持つべきだということです。むろんそれは、職場でも、地域でも、都道府県段階でも、中央段階でも、さまざまな形で、さまざまな規模でおこなわれ、人々の関心を高めてゆくことを狙いと

しなければなりません。そして出来るところから可能な要求行動を共同で展開し、労働組合運動の活性化に役立てていく必要があります。

2つ目の問題は、憲法の示す労働者と労働組合の諸権利について、もう一度その基本にかえて深く検討し、それを働くすべての人々の自覚にし、新たな行動を組織することです。

かつて日本共産党は、ソ連・中国など大国の党からの不当な干渉を受け、党中央が分裂・解体するなど、全党が苦しみのだん底に落ち込む体験をしました。そのどん底の状態から立ち直る過程で「一細胞一組合（細胞：党の『支部』のこと）」という方針（第9回大会3中総決定）を提起し、労働組合運動を活発化させ、その努力とともに党を力強く大きくする努力をしたことがありました。

「労働者が生きるためには団結しなければならない」、「そのための組織、労働組合は働く者にとっては、生きるために不可欠なもの」という憲法が謳う理念とそれを保障する権利について、もっと広く深く労働者の自覚と常識にしてゆくことを強調したいと考えます。そして働く人々にとって労働組合がもっともっと身近な存

在となるように多くの工夫がなされるべきです。

3つ目に指摘したいのは、官公労働者とりわけ自治体労働者の問題です。自民党の「改憲草案」は、憲法第15条の改悪にも触れています。公務員は「全体の奉仕者である」という規定の民主主義的意義を歪め、それを労働基本権制限の根拠にした条文を新設して、労働者の労働基本権に重大な攻撃を仕掛けてきています。それは反動的支配体制強化の新たな策動でもあり、軽視できません。私は長い間、この分野を担当し、日本共産党が1975年に「住民本位の行政を効率的な機構で——地方自治体の人件費問題・その他をめぐる日本共産党の見解」（民主的自治体労働者論）を発表した時にも、その解説や政策の普及に努力してきました。これから何が出来るかは分かりませんが、微力を尽くしてこれらの問題に取り組んでゆきたいと思っています。

話が中途半端で雑駁なものになりましたが、時間も参りましたのでこのあたりで終わりたいと思います。